

兵庫県公報

平成24年10月29日 月曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

公安委員会規則	ページ
○ 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第10号）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正により、対立抗争による危険を防止するための規定等が整備されたことに伴い、兵庫県警察の組織について所要の整備を行うこととした。

公安委員会規則

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年10月29日

兵庫県公安委員会
委員長 橋本 猛 伸

兵庫県公安委員会規則第10号

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第22条第3号中「暴力団の」を「指定暴力団及び指定暴力団連合としての」に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月30日から施行する。